

平成 14 年 9 月 5 日
練都建発第 122 号

集合住宅の自転車置場に対する延べ面積算定特例（建築基準
法施行令第 2 条第 1 項第四号：容積率の緩和）の取扱方針

集合住宅における自転車置場の容積率緩和については、原則として建築物の共用部分に集約して設置されている場合を対象とする。

また、確認申請書に各住戸内に専用の自転車置場を設置するという表示があったとしても、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第四号では「・・・専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設・・・」とあり、集合住宅では法第 8 条第 1 項（維持保全）の規定の遵守が困難と判断し、原則として容積率の緩和は行わない。